

○岡山市埋蔵文化財緊急調査受託要綱

昭和58年4月15日

市教育委員会告示第7号

改正 平成21年3月24日市教育委員会告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、土木工事、開発行為等土地の形質の変更を伴う工事（以下「工事」という。）を施行するものが、教育委員会に埋蔵文化財の記録保存を目的とした発掘調査（以下「緊急調査」という。）を委託する場合の手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「埋蔵文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定する土地に埋蔵されている文化財をいう。

(事前協議)

第3条 工事の施行者であつて、当該工事を施行をしようとする土地に係る緊急調査を教育委員会に委託しようとするものは、当該工事施行前に工事施行に伴う埋蔵文化財保護に関する協議を行わなければならない。

2 前項に定める協議が合意に達したときは、その証として事業実施に伴う文化財保護に関する覚書（別記様式）を締結するものとする。

3 教育委員会は、協議が合意に達しない場合は、緊急調査を行わないものとする。

(費用)

第4条 緊急調査に要する費用は、工事施行者の負担とする。

(契約)

第5条 教育委員会は、緊急調査を実施するに当たり契約を締結するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市教育委員会告示第13号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

事業施行に伴う文化財保護に関する覚書

岡山市教育委員会(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、当該事業施行地区内の文化財の保護について、文化財保護法にのっとり、次のとおり覚書を締結し、これを誠実に実行するものとする。

1 事業の概要

乙が実施する事業の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業地 岡山市
- (2) 事業名
- (3) 事業計画面積 m^2
(別添図面のとおりに)
- (4) 事業期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 文化財保護の措置

- (1) 乙は、前項の事業の実施に当たっては、文化財の破壊を防止するための最善の努力を講ずるものとし、原則として文化財は現状で保護保存するものとする。
- (2) 個々の文化財の具体的保存措置については甲と乙が別途協議して決定するものとする。

3 文化財の確認

甲は、文化財の確認調査を実施し、その位置、範囲等を乙に明示するものとする。文化財の確認調査の実施に当たっては、乙は工事施工に立木、雑草等の伐採を行うものとする。

4 工事施行中の新発見

工事施行中、又はその他の理由により新発見された文化財については、乙はその現状を変更することなく、2項に準じて措置するものとする。

5 発掘調査

- (1) やむを得ず発掘調査が必要とされる文化財については、甲又は乙が専門研究者に委託して実施するものとする。
- (2) 発掘調査及び調査後の学術報告書作成に要する経費は、乙が負担するものとする。

6 報告及び調査

甲は、乙が行う事業の実施状況について、乙に対し必要な報告を求め、かつ、文化財担当職員に立入調査を行わせることができるものとする。

7 その他

この覚書に定めない事項又はこの覚書に定める事項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定める。

以上覚書の証として、各々記名押印のうえその1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岡山市教育委員会

乙

印
印

別記様式（第3条関係）